

3 基本計画の目標及び施策

(1) 第 3 次計画の目標

市町村合併から 10 年間取り組んできた実績と課題、さらに取り巻く環境の変化を踏まえ、第 3 次計画では、これまでの第 1 ステージから次なる段階の第 2 ステージとして目標を設定します。条例及び構想に基づき、平成 30 年度から平成 39 年度の 10 年間で第 3 次計画期間として、以下のように目標を設定し、100 年の森づくりの基盤を構築していきます。

(図表〇—〇) 第 3 次計画の目標

過密人工林を一掃するため間伐を強力に推進し、健全ステージの人工林の割合を平成 39 年度末までに人工林全体の 55~59% に高めるとともに、100 年先の森林の姿を見据えたゾーニング等を開始し森林保全のルールを新設することで、公益的機能を重視した森づくりの基盤を整えます。その上で、木材の生産・流通・利用のスムーズな流れを作り、自立的な生産体制の構築を目指します。

(2) 第 3 次計画の対象とする人工林のステージ区分

第 3 次計画の対象となる人工林は、公有林等を除いた私有林約 27,000ha を対象とし、以下のように本数密度に応じたステージ区分を行った上で、必要な施策を実施していきます。

(図表〇—〇) 人工林のステージ区分

ステージ区分	本数密度 (1ha あたり)	該当する人工林面積	緊急間伐の必要回数
過密	1,600 本以上	約 5,000ha	2 回以上
移行	1,000 本以上 1,600 本未満	約 12,000ha	1 回
健全	1,000 本未満	約 10,000ha	(利用・針広混交林化)
合計		約 27,000ha	

(3) 基本的施策

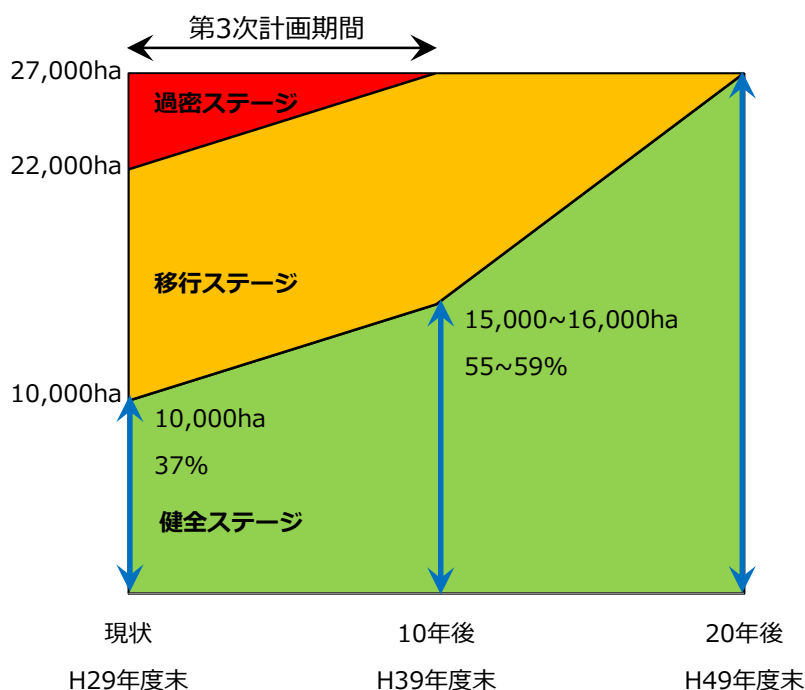
- ① 平成 49 年度末までに過密人工林を一掃するため、第 3 次計画期間 (平成 30 年~平成 39 年度) に、過密ステージ・移行ステージの人工林を中心に 12,000ha の間伐を実施します。
- ② 地域森づくり会議方式において、木材生産林 (区分 (A)) と針広混交誘導林 (区分 (B)) とするゾーニングを設定することで、将来の森林像 (目標林型) をめざした施業を開始します。
- ③ 皆伐は周辺環境に与える影響が大きいことから、山地災害等防止において重要なエリアについては皆伐を控える等の森林保全のルールを設定します。
- ④ 森林所有者の森林管理の意欲を高め自立的な生産体制を作るために、作業システムの刷新や林業用路網の整備、中核製材工場 (平成 30 年度稼働予定) 等との連携、公共施設の木質化を進めます。
- ⑤ 目標林型に向けた適切な施業、地形に応じた効率的な作業システム、労災事故を起こさ

ない現場作業・管理などを実現するため、林業作業員、森林施業プランナー、市職員を対象とした研修等を実施します。

(4) 期待される成果

- ① 計画的に間伐を推進することで、今後 20 年間で合計 24,000ha の間伐を実施します。同時に、市内森林の健全ステージの割合（現状 37%）を 10 年後には 55～59%に、20 年後にはすべての人工林を健全化します。これにより森林の公益的機能が十分発揮できることが期待されます。
- ② 森林所有者と協議しゾーニングの設定と目標林型をめざした施業を始め、また森林保全のルールを新たに導入することで、立地条件等に応じた森づくりを進め、森林の公益的機能と木材生産の適切なバランスが構築できます。
- ③ 地域材の生産・流通・利用のスムーズな流れを構築することで山元への還元を促進し、公共施設における木材利用や木育イベント等を通じて、市民に対する森林整備や木材利用の理解向上が期待できます。
- ④ 豊田式の森づくり人材の育成を通じて、構想・基本計画をトータルで推進する森づくり人材育成が期待できます。

(図表〇—〇) 人工林の健全化のイメージ



4 基本計画の進捗管理、点検・評価

基本計画を着実に遂行していくために、以下の体制及び評価方法をとります。

(1) 事業の進捗管理 : 豊田市森林課

基本計画に基づく各種事業の実施及びその進捗管理は、豊田市森林課が担います。

なお、第3次計画期間の10年目には、平成27・28年度に実施した航空写真分析等により、市内全域の人工林の本数密度を確認し、市内の人工林の健全ステージへの進捗を確認します。

(2) 年次報告の作成 : 豊田市森林課

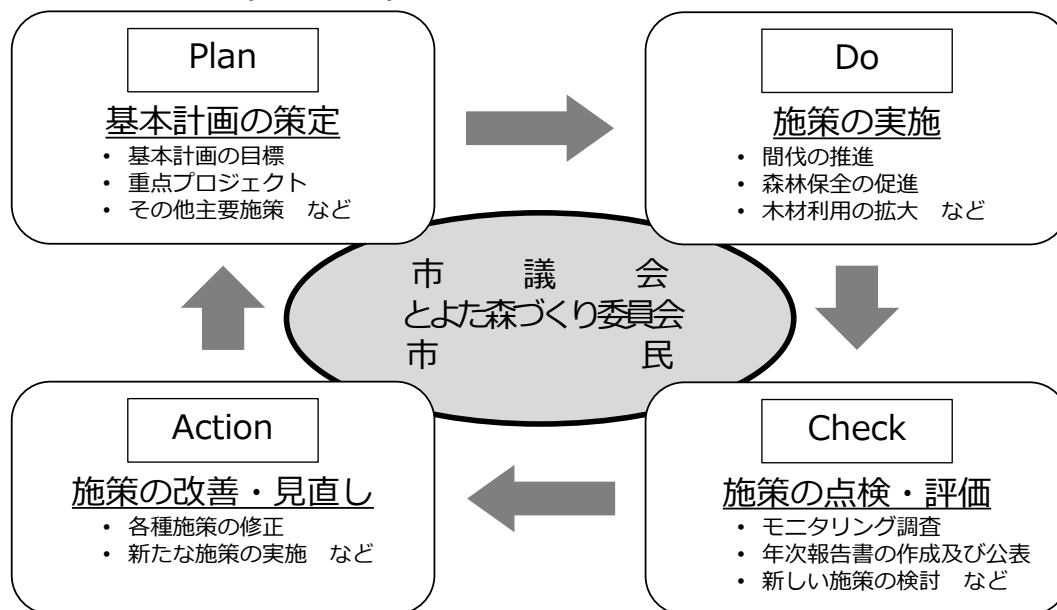
基本計画に基づき実施した各種施策の状況等については、条例第19条に基づき、年次報告書を作成し、公表します。

(3) 進捗管理の点検・評価を行う組織 : とよた森づくり委員会

基本計画の進捗管理の評価とチェックは、条例第20条に基づいて設置する「とよた森づくり委員会」が行います。委員会は公募市民・学識経験者・林業関係者等から構成され、豊田市の森づくりを適正に推進するために、豊田市が実施する森づくり施策について協議・調査・提言及び評価を行います。

このうち、評価については、基本計画の重点プロジェクト及びその他の主要施策について行うものとします。特に重点プロジェクトについては、その設定された指標と数値目標に対して、「目的と達成目標は達成されたかどうか」という視点からの追跡、分析、報告を行います。

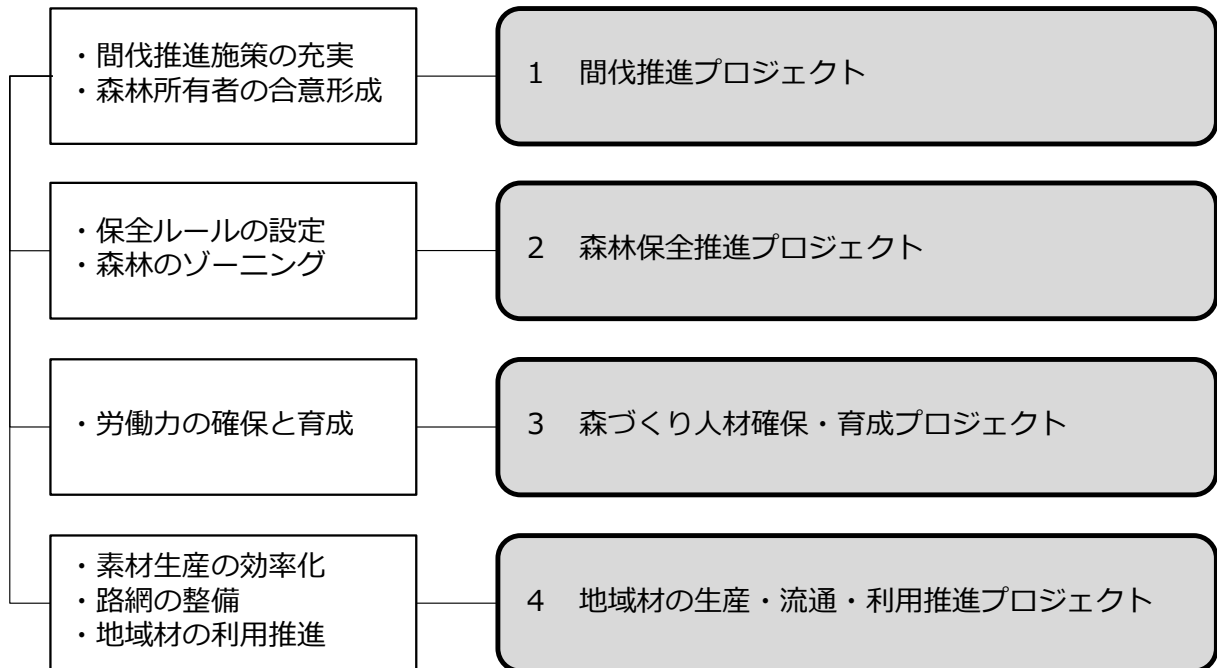
(図表〇-〇) 基本計画の推進と見直しの体制



IV 具体的施策①－重点プロジェクト－

第3次計画期間（平成30～39年度）に実施する具体的な施策として、以下のように4つの重点プロジェクトを設定し重点的かつ優先的に取り組むとともに、その他の主要な施策を定め、これらを複合的に展開します。

（図表〇-〇） 平成30～39年度に取り組む4つの重点プロジェクト



＜森林組合作業班の間伐＞



＜間伐をした人工林の様子＞